

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続財産の調べ方

Q：最近、一人暮らしの兄が死亡し、私が相続人となりましたが、兄がどのような財産を所有していたのかわかりません。

どのようにして相続財産を調べればよいでしょうか。

A：不動産については登記簿謄本、預貯金については金融機関からの残高証明書を取り寄せましょう。

【解説】

相続税の課税対象となる財産は、金銭的に見積もることができる経済的価値のある全ての財産です。相続財産を調べるには次のような方法があります。

(1)不動産

登記簿謄本を取り寄せます。所在や名義が不明確の場合には、不動産の名寄帳を取り寄せるとよいでしょう。

(2)預貯金、有価証券

金融機関から被相続人の死亡日の残高証明書を取り寄せます。また、銀行の通帳に配当金や収益金の入金がないか調べます。

(3)生命保険

生命保険料控除証明書、保険料支払領収書、所得税の確定申告書の生命保険料控除欄等から、加入している生命保険等の種類、内容を確認します。

(4)生前贈与財産

贈与契約書、贈与税の申告書により生前に行われた贈与がないか確認します。

